

平成23年度 函館港輸出入コンテナ貨物集荷キャンペーンのご案内

1. 目的

函館港では、平成17年5月30日に韓国・中国とを結ぶ定期コンテナ航路が韓国の南星海運によって開設されました。この航路のより一層の利用促進を図ることを目的にコンテナ貨物集荷キャンペーンを実施しておりますが、好評につき平成23年度も引き続き荷主助成、リーファコンテナ貨物の輸送費および木材薫蒸費の一部を助成することといたしました。

2. 助成内容

函館港外貿定期コンテナ航路利用に際し次の助成をします。

(1) 荷主助成

ア 1寄港あたり、輸出および輸入貨物の合計（特別な事情がある場合は船荷証券等の数値）が、4TEU（2FEU）を超えた場合、超えた分1TEUにつき5,000円を当該荷主に対し助成、フィーダー（南星海運および東暎海運以外積替）貨物の場合は、1TEUにつき2,500円を加算します。

イ ただし、イカの街函館に相応しい加工原料イカ（半製品を含む）の輸出入および地場産品の海外販路拡大に向けた飲食料品の混載貨物の輸出の場合は、1TEUから5,000円を当該荷主に対し助成（アと混在の場合は4TEUまで助成）、フィーダー貨物の場合は、1TEUにつき2,500円を加算します。

ウ なお、1寄港あたり1荷主につき、フィーダーとフィーダー以外の貨物がある場合は、全てフィーダー以外として算出し、フィーダーで4TEUを越えた分（イの場合は1TEUから）1TEUにつき2,500円を加算します。

エ いずれの場合も、1寄港あたり1荷主に対する荷主助成の上限額は150,000円とします。

(2) リーファコンテナ貨物輸送費助成

・リーファコンテナ貨物の利用があった場合、1寄港あたり1本につき3,000円を当該貨物を取り扱った海貨業者（海運貨物取扱業者または海運仲立業者）に対し、30,000円を限度に助成します。ただし、1TEUも1FEUも1本とします。

(3) 薫蒸費助成

・木材の輸出入があり、薫蒸が行われた場合、1寄港あたり当該荷主に対し、輸出量または輸入量が300^m未満の場合は100,000円を300^m以上の場合は150,000円を輸出入別に助成します。
ただし、輸出の場合は、1荷主につき年間300,000円を限度とします。

※ 全て予算の範囲内での助成となりますので、期間内であっても予算満了時にこのキャンペーンは終了します。

3. 期間

平成23年4月1日～平成24年3月31日

4. 手続

・本助成内容（1）および（3）を利用する場合は、基本的に海貨業者（海運貨物取扱業者または海運仲立業者）を通じての申請となります。
・申請書等別添

※ 問い合わせ先

函館港利用促進協議会事務局

（函館市港湾空港部港湾空港振興課内）

TEL 0138-21-3493・88

FAX 0138-26-2656